

群馬県マスコットぐんまちゃん着ぐるみ貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県マスコットぐんまちゃん着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸付けについて必要な事項を定めることを目的とする。

(着ぐるみの種類及び貸付体数)

第2条 着ぐるみの種類は、次に掲げるものとする。

- 一 帽子タイプ
- 二 リボンタイプ

2 着ぐるみの貸付体数は、1体とする。ただし、群馬県の機関が利用する場合であつて県民センター所長が必要と認めたときは、2体を限度に貸し付けることができる。

(利用期間)

第3条 着ぐるみの利用期間は、7日以内とする。ただし、群馬県の機関が利用する場合であつて県民センター所長が必要と認めたとき及び年末年始に係る期間の貸付けにあつては、7日を超えて利用することができる。

(利用申請)

第4条 着ぐるみの利用申請ができるものは法人その他の団体とし、貸付けを受けようとする日の7日前までに、ぐんまちゃん着ぐるみ利用申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を、県民センター所長に提出しなければならない。
群馬県の機関が利用する場合も同様とする。

(利用承認)

第5条 県民センター所長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの利用を承認するものとする。

- 一 個人的な行事等で利用しようとするとき。
- 二 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
- 三 群馬県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- 四 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 五 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- 六 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- 七 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
- 八 その他着ぐるみの利用が適当でないと認められるとき。

2 県民センター所長は、前条の規定による申請を適当と認めた場合は、申請者にぐ

んまちゃん着ぐるみ利用承認書（別記様式第2号）（以下「承認書」という。）及び利用料の納入通知書を交付するものとする。

- 3 承認書の交付を受けたもの（以下「利用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、改めて県民センター所長へ申請書を提出し、承認を受けなければならない。

（利用料）

第6条 群馬県の機関に貸し付ける場合は無償とし、法人その他の団体に貸し付ける場合は利用料を徴収する。

- 2 利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 営利を目的としない利用と認められる場合 1体につき1,540円
 - 二 営利を目的とした利用と認められる場合 1体につき10,200円
- 3 前二項の規定にかかわらず、公益上必要があるときは、県民センター所長が申請内容及び参考資料を審査の上、無償で貸し付けることができる。

（利用料の納付）

第7条 利用者は、第5条第2項の納入通知書により、群馬県が指定する金融機関へ利用料を納付しなければならない。

- 2 利用料の納付後、利用者の都合により着ぐるみを利用しなかったときは、前項の利用料を還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により着ぐるみを利用することができなくなった場合は、利用料を還付することができる。

この場合において、利用者は、県民センター所長へ書面による申立てを行い、その承認を受けなければならない。

（着ぐるみの受渡し）

第8条 着ぐるみの受渡し時間は、県庁舎一般開放の休止日を除き、平日及び休日ともに午前9時から午後5時までとする。

- 2 利用者は、着ぐるみの受渡しの際に、利用料の領収証書を提示し、着ぐるみと引換えにぐんまちゃん着ぐるみ借用書（別記様式第3号）を県民センター所長に提出しなければならない。

（着ぐるみの利用及び返納）

第9条 利用者は、次の事項に留意し、利用期間内に所定の場所に着ぐるみを返納し、点検を受けなければならない。

- 一 承認書の利用目的以外に利用しないこと。
- 二 他人に転貸しないこと
- 三 第5条第1項各号の規定に該当しないこと。
- 四 前三号のほか県民センター所長の指示する事項を遵守すること。

(利用期間の超過)

第10条 承認書の利用期間を超えて着ぐるみを利用したときは、県民センター所長は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料として徴収する。

一 第6条第2項第1号に該当する場合 1日につき300円

二 第6条第2項第2号に該当する場合 1日につき1,500円

2 前項の利用料は、着ぐるみの返納の際に現金で領収する。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸付けに関し必要な事項は県民センター所長が定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成12年 6月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年 2月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 8月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。